平成 29 年(2017 年)12 月 19 日
平成 29 年度第3回介護保険運営協議会
【 資 料 4 】

◎第７期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）期間における介護保険料の所得段階設定の変更について

第７期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）の策定に伴い、第１号被保険者（65歳以上）の介護保険料の改定を予定しています。

第１号被保険者の介護保険料は、所得段階ごとの定額制です。３年間の介護保険事業費用の見込み額に基づき基準額を算定し、被保険者の所得状況等に応じた負担とするため所得段階ごとに保険料率を設け、基準額に保険料率を乗じて保険料額を設定します。

現在、介護報酬等の改定について国において審議中のため、介護保険料の基準額の算定はできませんが、すでに国から基準が示されている所得段階等に基づき本市の所得段階を変更する予定です。

１　所得段階設定の変更

（１）国の基準変更に伴う所得段階の変更

介護保険料の所得段階設定について、国の基準所得金額が変更となったため、本市の所得段階設定を次のとおり変更する予定です。

ア　国の基準の変更

所得段階	第６期(平成27～29年度)	第７期(平成30～32年度)
第７段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額が120万円以上190万円未満）	市町村民税本人課税者（合計所得金額特別控除後※が120万円以上200万円未満）
第８段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額が190万円以上290万円未満）	市町村民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が200万円以上300万円未満）
第９段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額が290万円以上）	市町村民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が300万円以上）

※長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を行った後の金額

イ　本市の所得段階設定の変更

所得段階	第６期(平成27～29年度)	第７期(平成30～32年度)
第10段階	市民税本人課税者（合計所得金額が160万円以上190万円未満）	市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が160万円以上200万円未満）
第11段階	市民税本人課税者（合計所得金額が190万円以上290万円未満）	市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が200万円以上300万円未満）
第12段階	市民税本人課税者（合計所得金額が290万円以上400万円未満）	市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が300万円以上400万円未満）

（２）所得段階の追加（本市独自）

新たに第17段階の所得段階を追加して、高額所得者に応分の負担を求める予定です。

所得段階	第６期（平成27～29年度）	第７期（平成30～32年度）
第16段階	市民税本人課税者（合計所得金額が1,000万円以上）	市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が1,000万円以上1,500万円未満）
第17段階		市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が1,500万円以上）

２　今後の予定

平成29年12月　・社会福祉審議会福祉専門分科会において、委員から意見を聴取

平成30年３月　・市議会３月定例議会において、横須賀市介護保険条例の改正について審議

３　所得段階の比較

第６期（平成27年度～29年度）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">課税状況</th><th colspan="3">国　の　基　準</th><th colspan="3">本　　市</th></tr>
<tr><th>段　階</th><th>対象者</th><th>料率</th><th>段　階</th><th>対象者</th><th>料率</th></tr>
<tr><td rowspan="5">本人非課税</td><td rowspan="3">世帯非課税</td><td>第１段階</td><td>生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税者又は市町村民税世帯非課税者（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下）</td><td rowspan="2">0.5
↓
0.45

公費により軽減</td><td>第１段階</td><td>生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者</td><td rowspan="2">0.5
↓
0.45

公費により軽減</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td>市民税世帯非課税者（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下）</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td>市町村民税世帯非課税者（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下）</td><td>0.75</td><td>第３段階</td><td>市民税世帯非課税者（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下）</td><td>0.7</td></tr>
<tr><td>第３段階</td><td>市町村民税世帯非課税者（第１段階、第２段階以外）</td><td>0.75</td><td>第４段階</td><td>市民税世帯非課税者（第１段階から第３段階以外）</td><td>0.75</td></tr>
<tr><td rowspan="2">世帯課税</td><td>第４段階</td><td>市町村民税課税世帯・本人非課税者（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下）</td><td>0.9</td><td>第５段階</td><td>市民税課税世帯・本人非課税者（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下）</td><td>0.85</td></tr>
<tr><td>第５段階</td><td>市町村民税課税世帯・本人非課税者（第４段階以外）</td><td>基準
1.0</td><td>第６段階</td><td>市民税課税世帯・本人非課税者（第５段階以外）</td><td>基準
1.0</td></tr>
<tr><td rowspan="9">本人課税</td><td rowspan="9">世帯課税</td><td rowspan="2">第６段階</td><td rowspan="2">市町村民税本人課税者（合計所得金額が120万円未満</td><td rowspan="2">1.2</td><td>第７段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が70万円未満）</td><td>1.1</td></tr>
<tr><td>第８段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が70万円以上120万円未満）</td><td>1.2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第７段階</td><td rowspan="2">市町村民税本人課税者（合計所得金額が120万円以上190万円未満）</td><td rowspan="2">1.3</td><td>第９段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が120万円以上160万円未満）</td><td>1.3</td></tr>
<tr><td>第10段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が160万円以上190万円未満）</td><td>1.4</td></tr>
<tr><td>第８段階</td><td>市町村民税本人課税者（合計所得金額が190万円以上290万円未満）</td><td>1.5</td><td>第11段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が190万円以上290万円未満）</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第９段階</td><td rowspan="4">市町村民税本人課税者（合計所得金額が290万円以上）</td><td rowspan="4">1.7</td><td>第12段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が290万円以上400万円未満）</td><td>1.6</td></tr>
<tr><td>第13段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が400万円以上600万円未満）</td><td>1.7</td></tr>
<tr><td>第14段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が600万円以上800万円未満）</td><td>1.8</td></tr>
<tr><td>第15段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が800万円以上1,000万円未満）</td><td>1.9</td></tr>
<tr><td>第16段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額が1,000万円以上）</td><td>2.0</td></tr>
</table>

（案）第７期（平成30年度～32年度）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">課税状況</th><th colspan="3">国　の　基　準</th><th colspan="3">本　　市</th></tr>
<tr><th>段　階</th><th>対象者</th><th>料率</th><th>段　階</th><th>対象者</th><th>料率</th></tr>
<tr><td rowspan="5">本人非課税</td><td rowspan="3">世帯非課税</td><td>第１段階</td><td rowspan="2">生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税者又は市町村民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額特別控除後※の合計が80万円以下）</td><td rowspan="2">0.5
↓
0.45

公費により軽減</td><td>第１段階</td><td>生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者</td><td rowspan="2">0.5
↓
0.45

公費により軽減</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td>市民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額特別控除後の合計が80万円以下）</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td>市町村民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額特別控除後の合計が80万円を超えて120万円以下）</td><td>0.75</td><td>第３段階</td><td>市民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額特別控除後の合計が80万円を超えて120万円以下）</td><td>0.7</td></tr>
<tr><td>第３段階</td><td>市町村民税世帯非課税者（第１段階、第２段階以外）</td><td>0.75</td><td>第４段階</td><td>市民税世帯非課税者（第１段階から第３段階以外）</td><td>0.75</td></tr>
<tr><td rowspan="2">世帯課税</td><td>第４段階</td><td>市町村民税課税世帯・本人非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額特別控除後の合計が80万円以下）</td><td>0.9</td><td>第５段階</td><td>市民税課税世帯・本人非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額特別控除後の合計が80万円以下）</td><td>0.85</td></tr>
<tr><td>第５段階</td><td>市町村民税課税世帯・本人非課税者（第４段階以外）</td><td>基準
1.0</td><td>第６段階</td><td>市民税課税世帯・本人非課税者（第５段階以外）</td><td>基準
1.0</td></tr>
<tr><td rowspan="9">本人課税</td><td rowspan="8">世帯課税</td><td rowspan="2">第６段階</td><td rowspan="2">市町村民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が120万円未満）</td><td rowspan="2">1.2</td><td>第７段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が70万円未満）</td><td>1.1</td></tr>
<tr><td>第８段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が70万円以上120万円未満）</td><td>1.2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第７段階</td><td rowspan="2">市町村民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が120万円以上200万円未満）</td><td rowspan="2">1.3</td><td>第９段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が120万円以上160万円未満）</td><td>1.3</td></tr>
<tr><td>第10段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が160万円以上200万円未満）</td><td>1.4</td></tr>
<tr><td>第８段階</td><td>市町村民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が200万円以上300万円未満）</td><td>1.5</td><td>第11段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が200万円以上300万円未満）</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td rowspan="5">第９段階</td><td rowspan="5">市町村民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が300万円以上）</td><td rowspan="5">1.7</td><td>第12段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が300万円以上400万円未満）</td><td>1.6</td></tr>
<tr><td>第13段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が400万円以上600万円未満）</td><td>1.7</td></tr>
<tr><td>第14段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が600万円以上800万円未満）</td><td>1.8</td></tr>
<tr><td>第15段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が800万円以上1,000万円未満）</td><td>1.9</td></tr>
<tr><td>第16段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が1,000万円以上1,500万円未満）</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>第17段階</td><td>市民税本人課税者（合計所得金額特別控除後が1,500万円以上）</td><td>2.1</td></tr>
</table>

※「その他の合計所得金額特別控除後」には、年金所得が含まれていません。